

退職年金・退職一時金の 請求に関するご案内

日頃より都道府県議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）が平成23年6月1日に施行されましたが、廃止法の施行日現在、現職議員であった方で平成23年5月31日までの在職歴のある方は、都道府県議会議員を退職した時、ご請求に基づき共済給付金が支給されます。

この冊子では、退職年金、退職一時金に関する基本的事項、請求する際の提出書類並びに本年4月改選時の請求・給付の流れについてご案内いたします。

退職年金、退職一時金は、すべてご本人の請求に基づいて支給決定されるものですので、請求の際はそれぞれの給付金に応じた請求書類をご提出ください。

なお、請求の手続については、退職された都道府県議会の事務局を通じて行っていただくこととなります。

平成27年2月

都道府県議会議員共済会

